

## 公的研究費に係る不正防止対策ガイドライン

一般社団法人医療開発基盤研究所(以下、「当法人」といいます。)は、文部科学省および厚生労働省がそれぞれ制定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」ならびに経済産業省が制定した「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」および「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(以下、総称して「公的研究費ガイドライン」といいます。)に基づき、当法人が実施する研究開発(共同研究・共同開発を含みます。)のうち、国や独立行政法人等から配分される公的研究費を活用する研究開発(以下、「本研究」といいます。)の当該公的研究費に係る不正防止対策の基本方針を以下の通り策定します。

### I. 公的研究費ガイドラインの遵守

当法人は、本研究に係る公的研究費の管理・監査にあたっては、公的研究費ガイドラインを遵守します。

### II. 責任体制

公的研究費ガイドラインに定められている最高管理責任者(以下、「最高管理責任者」といいます。)は、代表理事とします。最高管理責任者は、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者を定め、適切に責任体制を整備し、運用します。

### III. 適正な運営・管理の基盤となる環境整備

#### 1. 行動規範

公的研究費ガイドラインにより求められる社内の行動規範(以下、「行動規範」といいます。)は、当法人のビジョンとミッション、定款および本研究に係る公的研究費の管理・監査に関する社内規程等とします。

#### 2. 公的研究費を活用する業務

- ① 本研究に関わる当法人の役員および従業員その他本研究に関わる者(以下、「構成員」といいます。)は、本研究や本研究に係る事務業務を行う際は、行動規範に従い、適正に実施します。
- ② 研究のデータについては、必要に応じて適切に開示することにより、本研究の成果の第三者による検証可能性を確保します。

#### 3. コンプライアンス教育・啓発活動

コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、部所内の本研究に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、啓発活動を実施します。

#### 4. コンプライアンス実践の誓約書

公的研究費ガイドラインに従って、本研究に関わる構成員から取得する誓約書は、当該構成員の入社時または本研究への着任時の誓約書とします。

#### 5. 告発等の受付窓口等

本研究に係る社内外からの不正の疑いの指摘および本研究に関わる構成員からの申出等(以下、「告発等」といいます。)の受付窓口ならびに公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口は、当法人ウェブサイトに掲載している通報窓口とします。

#### 6. 調査

- 1). 告発等を受け付けた場合、統括管理責任者は、直ちに委員の半数以上が第三者の有識者である調査委員会を設置します。調査委員会の委員長は、統括管理責任者とします。
- 2). 調査委員会は、告発等の内容の合理性、調査可能性等について予備調査を実施し、本調査の要否を判断します。
- 3). 本調査が必要と判断された場合、統括管理責任者は、本調査を実施します。

#### 7. 懲戒手続

公的研究費ガイドラインにより求められる懲戒の種類およびその適用に必要な手続等は、就業規則の定めに従うものとします。

### IV.不正防止

#### 1. 不正防止計画の策定と実施

コンプライアンス推進責任者は、不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画の策定と実施を行います。

#### 2. 不正防止計画の内容および実施状況の報告

統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者が策定する不正防止計画の内容および実施状況を確認し、必要に応じて指示するとともに、最高管理責任者に当該不正防止計画の内容および実施状況を報告します。

### V. 公的研究費の適正な管理

#### 1. 予算執行管理

コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の予算執行を適切に管理するものとします。  
また、公的研究費の使用に関する書類やデータ等は定められた期間保存します。

#### 2. 取引先との関係

- 1). コンプライアンス推進責任者は、本研究の一部を第三者に委託し、または本研究に関連して第三者に物品等を発注する場合は、当該第三者(以下、「取引先」といいます。)との癒着に起因する不正な取引を防止する体制を構築し、運用します。
- 2). 取引先のうち、癒着に起因する不正な取引が生じるリスクがある者からは、公的研究費ガイドラインにより求められる内容を含む誓約書を受領します。
- 3). 本研究に関わる役員および従業員が提出する出張等の報告書は、社内手順に従い、適切に確認します。

### 3. 物品の管理

- ① 本研究に係る物品は、本研究を実施する部所において適切に管理します。
- ② 換金性の高い物品については、本研究を実施する部所において、公的研究費で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することにより適切に管理します。

## VI. モニタリングの在り方

### 1. モニタリング

コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督する部所における公的研究費の管理・執行状況を適切にモニタリングし、必要に応じて改善を指導します。

### 2. 内部監査

モニタリングが適切に行われていること、その他公的研究費が適正に運営・管理されていることを確認するため、内部監査を実施します。

2022年1月26日

一般社団法人医療開発基盤研究所  
公的研究費に係る最高管理責任者  
代表理事  
今村 恭子